銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（専門子会社の業務等） **第十七条の二**　［略］ ［2～5　略］ 6　法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。 ［一～三　略］ 四　中小企業等経営強化法第十六条第一項に規定する認定を受けている会社 7　法第十六条の二第一項第十二号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。 一　中小企業等経営強化法第十四条第一項に規定する承認を受けている会社 ［二～八　略］ ［8～15　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（専門子会社の業務等） **第十七条の二**　［同上］ ［2～5　同上］ 6　［同上］ ［一～三　同上］ 四　中小企業等経営強化法第十条第一項に規定する認定を受けている会社 7　［同上］ 一　中小企業等経営強化法第八条第一項に規定する承認を受けている会社 ［二～八　同上］ ［8～15　同上］

（長期信用銀行法施行規則の一部改正）

第二条　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（専門子会社の業務等） **第四条の三**　［略］ ［2～5　略］	（専門子会社の業務等） **第四条の三**　［同上］ ［2～5　同上］

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第三条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（専門子会社の業務等） **第七十条**　［略］ ［2・3　略］ 4　法第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。 ［一～三　略］ 6　法第十三条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。 ［一～三　略］ 四　中小企業等経営強化法第十六条第一項に規定する認定を受けている会社 7　法第十三条の二第一項第十二号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。 一　中小企業等経営強化法第十四条第一項に規定する承認を受けている会社 ［二～八　略］ ［8～15　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（専門子会社の業務等） **第七十条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　［同上］ ［一～三　同上］ 四　中小企業等経営強化法第十条第一項に規定する認定を受けている会社 7　［同上］ 一　中小企業等経営強化法第八条第一項に規定する承認を受けている会社 ［二～八　同上］ ［8～15　同上］ 6　［同上］ ［一～三　同上］